

令和4年度第3回犯罪被害者等支援検討委員会開催結果

1 日時・場所

令和4年9月7日（水）午後2時～5時／ルビノ京都堀川 朱雀の間

2 出席者

(1) 委員

黒川委員、曾我部委員、高橋委員、中川委員、平井委員、藤岡委員、藤垣委員

(2) 事務局

京都府府民環境部長（途中退席）、同部副部長、安心・安全まちづくり推進課長他

3 傍聴者

4名

4 議事の概要等

(1) 条例骨子案の検討

第3条（基本理念）

- 第4項「関係機関が協働して」というところは重要であり、この連携は大きなネットワークとなつて、二度と同じ思いをする人がいないようにという被害者の願いを実現していけると思う。

第7条（学校の責務）

- 学校の責務を規定することは重要であると考え、それに対応する具体的な施策の条文が盛り込まれていない。学校では国の施策等に応じ、また、人権教育としても、これまでから啓発の取組はなされているが、例えば、性被害等の未成年を取り巻く被害の実情にしっかり向き合い、府等と協力し被害者支援の取組を行っていただくためにも、府は具体的な施策を計画の中で明らかにしていただきたい。
- 学校からの情報で、犯罪を防ぐための手立てを行えることもある。お互いに理解し、連携、協働していくというところが、具体的な施策につながるのではないかと考える。
- 学校との連携について、現場は多くの課題があり、なかなか現実は難しいと思うが、府が条例に規定することによって受け入れる側の体制の構築や姿勢の醸成につながると思うのであえて強調しておきたい。

第9条（支援に関する計画）

- 安まち条例において総合的な体制が規定されているとして、被害者条例においては総合的な支援体制についての規定はなく、支援調整会議が明確になったかたちになっているが、調整会議にかからない事案であっても当然犯罪被害者等の支援は必要であるので、犯罪被害者の計画の中で、総合的な体制の構築について規定するように検討いただきたい。
- 第2章に掲げる各種施策を支援計画で定めるとのことだと思うが条文に現れていない。法律上も

同様になっているが、条例の立て付けとして、第9条第2項の基本的方針及び具体的な施策は、この条例をどのようにふまえる必要があるのか、という指示がなく、条文のつくりとして少しわかりにくい。

- 総合的な支援体制の構築については、第1条（目的）に「総合的に」とかぶせてしまうのも方法の一つ。具体的計画の中で総合的支援になっているかどうか重要であり、二つの条例における推進体制及び第9条の計画との整合性について、事務局でもう一度全体を整理し、検討いただきたい。
- 第9条第4項（支援計画の策定）について、被害者等及び府民の意見を反映する措置を講ずる規定があるが、これまで安まち条例でも同じように被害者及び府民の声をきいてなされていたのか。また、被害者支援について、これによる必要な措置は講じられているのか。

（事務局）

安まち条例の被害者支援に関しては、センターを通じて御意見を聞かせていただいたところであり、被害者条例に基づいて必要な措置を講じるということについては、計画策定の委員会を設けて検討を行っていくが、その場に被害者等にご参加いただき、またパブコメも実施していく予定である。

第12条（日常生活支援）

- 市町村が様々な日常生活支援を行うのが基本ではあると考えるが、京アニ事件の際に、多くの被害者の方からセンターに求めてこられたのは、育児、家事等の日常生活に関する支援であった。これは、同じく生活に関することを規定している第13条から第15条では補えない部分であり、被害者の声に応じて、こうした条項を設けることは、将来にわたって深い意味がある。市町村における支援は様々あるが、総合的に捉えられてはいないと考えるので、府が支援の一覧をまとめて提示することも日常生活支援の大きな役割であり、市町村職員や民間団体にとって大きな助けとなるはずである。

第15条（雇用の安定）

- 他府県条例の書きぶりを見ると、大阪府では、「雇用の安定を図るとともに、啓発を」と規定がなされており、東京都は、「雇用の安定を図り、二次的被害を防止するため」と規定し、別条文で二次的被害防止を規定している。京都府においては、第6条（事業者の責務）に、二次被害の規定があるので、対応させた方がよいのではないかと思う。

第19条（重大な事案）

- 主体が府では知事となっている。犯罪被害者の方が条例の規定ぶりとしてより安心できるよう、府の姿勢として知事という府を代表する人物を主語にしたとのことであるが、他府県の条例は都道府県を主語としているので、改めて文言整理をしてはいかがか。
第19条（重大な事案における支援）と第24条の条文の関係性がわからないので、関係性が明確になるよう規定されたい。
- 第19条第1項には、市町村、警察、民間支援団体と協働してとなっているが、弁護士会は含まれているのか。

(事務局)

第2条第7号に民間支援団体を定義しているが、支援センターのみならず、その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体としており、犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組を犯罪被害者等支援と定義づけており、弁護士会もその一翼を担っているため、ここに含まれることとなる。

第24条（支援調整会議）

- 第24条第3項の「いずれに支援を求めた場合にも」という部分は、犯罪被害者のために思った非常によい表現であり、ありがたい。被害者が臨む支援が現実として実施されるよう、マネジメントサイクルを通じて年々充実させる等、適切な運営を期待したい。
- 支援調整会議が要。ただ、全案件がかけられるわけではないので、判断基準が必要になる。それも含めて、会議の要領は作らないとマネジメントができない。また、固定的、流動的部分を考え臨機応変にできるような要領にしていく必要がある。

第26条（個人情報の適切な管理）

- 個人情報保護法の改正に伴い本条項の削除を検討されているとのことだが、第2項に関しては、民間支援団体に情報提供するときに、一切外部には提供しないという誓約書をとるようなことが必要だとするならば、第三者提供について実質的に守秘義務をかける根拠条文を置いておくことよいか。
個人情報保護法では第三者提供ができてしまうので、そこは封じておかなければならないのか、要配慮個人情報になるのであれば、法に委ねてもカバーできるのか、またそれで十分なのかを、被害者支援における個人情報の流れを精査した上で規定を検討したほうが良い。
情報の取得に関しても、被害者に意識がない場合等（家族が同意する場合もあると思うが）本当に全て同意が得られるのかどうか考えておく必要がある。
- 情報の取得に関しては、重大な事案で緊急的に必要な支援を実施するにあたって、被害者の同意が全て得られるのかという点と難しいのではないかとと思われる。

(2) 条例の対象範囲について

家族又は遺族の範囲について

- 犯罪被害者等の「等」に含まれる家族又は遺族には、同性パートナー等が含まれるのか。本定義について、犯罪被害者基本法では、犯罪被害により困難に直面している被害者等を広く支援するという立場から、同性パートナー等についても含まれる解釈であるとのことであるが、条文上でも何らかの規定、もしくは逐条解説により明らかにするなど、これを担保するような措置をとる必要があるのではないかと。
(事務局)

原則として、犯罪被害者と法律上の身分関係がない場合であっても、これと同視しうる事情にある者については、犯罪被害者の家族又は遺族の範囲に含むこととする。ただし、被害の程度、被害者の状況等により、具体的な支援の濃淡は生じる。

- 範囲については、資料3の考え方で、家族、遺族の範囲はいろいろな点で課題となっているが、犯罪

によって突然に生活困難な状況に陥るといった面において、被害者と加害者の狭間にある、加害者家族の問題があるので、皆さんの御意見をいただきたい。

- 加害者家族については、難しい問題であり、これだけで制度をつくるのは非常に困難であるため、合意形成は難しいが、その家族を支援することが社会の安全につながる可能性があるので、ここで議論する必要性はあると思う。
- 加害者、被害者に分けた隙間にいる方々の支援を本条例で規定することは被害者心情から考えてもなかなか難しい問題であるが、救えていない人、サポートが届かない人がいるのも事実である。その根底には、府民の御理解が必要になるが、安まち条例の計画改定等において議論しないといけないのではないかと思う。虐待等においては支援できてきている部分もあるが被害者条例では難しいところなので、潜在する被害者がいるとの視点に立って、現状の福祉施策でできることをすることが考えられる。
- 一般的な加害者家族に関して、被害者条例に入れるのは筋が違うと思うが、他方でそういう人がおられ、不当な社会的制裁を受けているという現実はある対応していく必要はある。社会の理解は得にくいですが、機会を捉えて、そういう問題が現に存在し対応する必要がある、ということが議論されることは望ましいことではないかと思われる。
また、再犯防止が盛り込まれている安まち計画において加害者家族の支援を行うことは、ひいては安心安全なまちづくりに寄与するという点で、安まち条例との関連があるのではないか。
- 加害者の家族の置かれている状況が、深刻であることは認識している。ただ、被害者支援とは安心・安全なまちづくりへ辿る道筋が違うと考えている。
既存の福祉・医療サービスによる支援は、当然加害者家族にも適用されることで、被害者条例に含まれるか否かではなく、既存制度を使って支えていくということだと思う。
- これまで苦しんできた被害者の方を支えるというのが今回の条例で、加害者家族を被害者として捉えるには、府民のコンセンサスが得られるかという時期尚早かと思われる。むしろ、再犯防止で議論し、しかるべき制度につなげていくのがよいのではないか。
- 今、被害を受けておられている方を対象とした方でよいと思う。コンセンサスが得られないので、さらに議論を重ねていく必要がある。
- 犯罪被害者基本法上の被害者を対象とした条例であるべきだと思う。
弁護士会の企画でも加害者家族の問題をとりあげることが出てきているので、世間の関心事になりつつある。取り組む人も増えて世論がそのように動いてきたら民意としてどうすべきか、というところとなる。現実的にそういう問題があるというのは事実。
- 保護司として加害者家族に接する中で、やはり加害者家族の方々は、居場所がなく、孤立し、住居を転々として、加害者家族もしんどい思いを抱えておられる。しかしながら、やはり被害者支援とは違う方向性ではないかと思う。

(3) 犯罪被害者等支援の具体的施策について

- 資料4-1について、センターの支援は電話相談から始まるので、そのように記載いただきたい。経済的支援において何を重点におくかは被害者アンケートをもとに、被害者が何を必要としているのか、その声に応えるのは何であるのか、という視点で検討すべきだと考える。
- 葬儀について、生活保護受給者の場合、葬儀は行政にお願いすることができる。かかる費用の額のおおよその範囲を書いておいていただくとよいかもしれない。
- 資料4-1 手続と、被害者の方がどのタイミングでどの程度の費用がかかるのかというのは説明させていただいた方がよいと思うので、資料を準備させていただく。制度として何を税金とするのがよいのかというところであるが、他府県にある制度を盛り込むのも方法の一つ。